

平成 23 年 第 1 回臨時会

東京都後期高齢者医療広域連合議会会議録

平成23年 7 月 29 日

東京都後期高齢者医療広域連合議会

平成23年第1回東京都後期高齢者医療広域連合議会臨時会会議録

目 次

○出席議員	1
○欠席議員	1
○説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○議事日程	2
○会議に付した事件	2
○臨時議長の紹介及びあいさつ	3
○開会及び開議の宣告	3
○選挙第1号	3
○広域連合長のあいさつ	4
○選挙第2号	5
○会期の決定	6
○同意第2号の上程、説明、採決	7
○同意第3号の上程、説明、採決	7
○副広域連合長のあいさつ	8
○同意第4号の上程、説明、採決	8
○新監査委員のあいさつ	9
○承認第3号の上程、説明、採決	9
○承認第4号の上程、説明、採決	9
○承認第5号の上程、説明、質疑、採決	10
○選挙第3号	21
○選挙第4号	22
○閉会の宣告	23
○会議録署名	25
○議決結果等	

平成23年第1回東京都後期高齢者医療広域連合議会臨時会会議録

平成23年7月29日 午後2時開議

出席議員（28名）

1番	はやお恭一	2番	池田こうじ
3番	宮坂俊文	4番	宮崎文雄
5番	瀧澤良仁	6番	松澤利行
7番	二ノ宮啓吉	8番	高橋昭彦
9番	大内しんご	10番	富本卓
11番	堀宏道	13番	服部敏夫
14番	小川けいこ	15番	吉岡茂
16番	舟坂ちかお	17番	島村和成
18番	井上睦子	20番	きくち太郎
21番	緒方一郎	22番	山本佳昭
23番	小野寺淳	24番	青山秀雄
25番	鮎川有祐	26番	細野龍子
27番	森戸よう子	28番	松原敏雄
29番	森田いさお	31番	小澤一美

欠席議員（3名）

12番	小池たくみ	19番	太田光久
30番	鈴木賢一		

説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	西川太一郎	副広域連合長	濱野健
副広域連合長	合田進	総務部長	濱島明光
保険部長	青柳光雄	総務課長	永塚正佳
企画調整課長	鈴木和典	管理課長	古谷裕且
保険課長	柿内良之	会計管理者	大和久道夫
監査委員書記 (副参事)	永塚正佳	選挙管理委員会書記	鈴木和典

職務のため出席した者の職氏名

書記長 永塚正佳 書記 土田秀明
書記 田岡正樹 書記 高野稔
書記 橋本宜明

議事日程 第1号

第 1 選挙第1号 東京都後期高齢者医療広域連合議会議長の選挙

追加議事日程

第 1 選挙第2号 東京都後期高齢者医療広域連合議会副議長の選挙

第 2 会期の決定について

第 3 同意第2号 東京都後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意について

第 4 同意第3号 東京都後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意について

第 5 同意第4号 東京都後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意について

第 6 承認第3号 地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分した東京都後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の報告及び承認について

第 7 承認第4号 地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分した東京都後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の報告及び承認について

第 8 承認第5号 地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分した平成22年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）の報告及び承認について

第 9 選挙第3号 東京都後期高齢者医療広域連合選挙管理委員の選挙

第10 選挙第4号 東京都後期高齢者医療広域連合選挙管理委員補充員の選挙

会議に付した事件

議事日程のとおり

午後 2時00分 開会

○永塚書記長 本日は、東京都後期高齢者医療広域連合議会議員選挙後、最初の議会でありますので、議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、瀧澤良仁議員が年長議員でありますので、ご紹介申し上げます。

それでは、議長席にお着き願います。

○瀧澤臨時議長 それでは、ごあいさつ申し上げます。

今、ご指名をいただきました瀧澤でございます。お許しをいただきまして議事進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いたします。

ただいまから平成23年第1回東京都後期高齢者医療広域連合議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は、28名です。

欠席の通告は、小池たくみ議員、太田光久議員、鈴木賢一議員の3名でございます。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

この際、議事の進行上、仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

なお、議員の発言は自席で行っていただくようお願いいたします。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1、選挙第1号 東京都後期高齢者医療広域連合議会議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選で行いたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○瀧澤臨時議長 ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法につきましては指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、臨時議長において指名することといたしたいと思えますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○瀧澤臨時議長 ご異議なしと認めます。よって、臨時議長において指名することに決定いたしました。

東京都後期高齢者医療広域連合議会議長に大内しんご議員を指名いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○瀧澤臨時議長 ご異議なしと認めます。よって、東京都後期高齢者医療広域連合議会議長に大内しんご議員が当選いたしました。

ただいま当選されました大内しんご議員が議場におられますので、口頭をもってこの旨、告知いたします。

それでは、以上で臨時議長としての職務を終了いたしましたので、議長と交代いたします。

皆様のご協力をいただきまして無事に職務を全うすることができましたこと、まことにありがとうございました。

(議長、臨時議長と交代)

○大内議長 初めに、広域連合長より発言の申し出がありますので、許可をいたします。

西川太一郎広域連合長。

○西川広域連合長 このたび5月23日付で広域連合長に就任をいたしました西川でございます。

第1回臨時会の開会に当たりまして、ごあいさつを申し上げます。

本日は大変お忙しい中をご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

また、本広域連合の運営につきまして日ごろからご理解とご協力を賜り、まことに厚く御礼を申し上げます。

本広域連合は120万人を超える後期高齢者の皆様のための医療制度の運営主体でございまして、国内最大の広域連合でございます。後期高齢者の皆様が安心して医療をお受けになることができるように、その責任も極めて重大であると強く認識いたしているところでございます。

後期高齢者医療制度が平成20年4月に発足いたしまして、はや3年4か月が経過しようとしています。ご高承のとおり、後期高齢者医療制度につきましては、新しい制度の検討が進められ、昨年12月に高齢者医療制度改革会議において最終報告が取りまとめられたところでございます。しかしながら、いまだ国会への法案提出もなされていないこともあり、新制度への移行時期につきましても不透明な状況でございます。

また、政府は社会保障と税の一体改革に向け、その最終的な取りまとめを行ってまいりましたが、6月30日に政府・与党が決定いたしました社会保障と税の一体改革の成案では、高齢者の医療制度の見直しについて、平成24年以降の法案提出に向け高齢者医療制度改革会議の取りまとめ等を踏まえることとされ、さらなる検討が必要なものとなっております。

言うまでもなく、社会保障制度は国民の安心や生活の安定を支えるセーフティネットでございます。慎重に議論を尽くし、被保険者等に不安や混乱を招くことなく、国の責任において給付の平等、負担の公平を図り、将来にわたり安定的で持続可能な制度となるよう検討を進めるべきであると思っております。

こうした状況下ではございますが、現制度の運営を担う本広域連合といたしましては、引き続き国の動向を注視するとともに、62区市町村の密接な連携のもとに適正な制度運営に努めてまいり所存でございます。今後とも皆様のご理解とご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

本議会におきましては、人事案件3件、専決処分をしたものとしたしまして3件の案件がございますが、専決処分につきましてはいずれも緊急を要すること、及び区市町村の日程上やむを得なく行ったものでございます。何とぞご理解をいただき、ご審議をよろしくお願い申し上げたいと存じます。

私自身は前期2年間、多田広域連合長のもとで副広域連合長を務めた経験はございますが、広域連合長といたしましては初心者でございますので、いろいろご迷惑をおかけすると存じますが、よろしくご指導、ご鞭撻を賜りますことをお願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

○大内議長 ありがとうございます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、追加日程をお配りいたしますので、そのままお待ちください。

(追加日程配付)

○大内議長 日程の追加につきまして、お諮りいたします。

お手元に配付させていただきました資料のとおり、東京都後期高齢者医療広域連合議会副議長の選挙のほか9件につきまして、本日の日程に追加いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○大内議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

なお、議案説明のため、地方自治法第121条の規定に基づき広域連合長以下関係職員の出席を求めましたので、ご報告いたします。

次に、追加日程第1、選挙第2号 東京都後期高齢者医療広域連合議会副議長の選挙を行います。お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選で行いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○大内議長 ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

東京都後期高齢者医療広域連合議会副議長に太田光久議員を指名いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○大内議長 ご異議なしと認めます。よって、東京都後期高齢者医療広域連合議会副議長に太田光久議員が当選いたしました。

ただいま副議長に当選されました太田光久議員は、本日、公務のため欠席されております。書記長

から会議規則第31条第2項の規定により告知をいたさせます。

この際、議事の都合により暫時休憩いたします。

午後 2時12分 休憩

午後 2時13分 再開

○大内議長 会議を再開いたします。

副議長選挙の告知結果につきまして、書記長に報告をいたさせます。

○永塚書記長 太田光久議員に副議長当選につきまして告知させていただきましたところ、副議長当選のご承諾をいただきました。

○大内議長 太田光久議員にご承諾をいただきましたので、東京都後期高齢者医療広域連合議会副議長は太田光久議員に決定いたしました。

次に、議席の指定を行います。

議席は、お手元に配付させていただきました議席表のとおり指定いたします。

続いて、会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は会議規則第80条の規定に基づき、宮坂俊文議員及び井上睦子議員を指名いたします。

次に、書記長から諸般の報告をいたします。

書記長。

○永塚書記長 それでは、ご報告いたします。

本日、議場配付いたしました文書等につきまして、ご報告いたします。

1、東京都後期高齢者医療広域連合議会議席表でございます。

2、平成23年第1回東京都後期高齢者医療広域連合議会臨時会議事日程（第1号）でございます。

3、平成23年第1回東京都後期高齢者医療広域連合議会臨時会議事日程（第1号の追加1）でございます。

4、平成23年第1回東京都後期高齢者医療広域連合議会臨時会発言通告表でございます。

5、平成23年1月分から6月分までの例月出納検査の結果についてでございます。

以上5件につきましては、この配付をもって内容の朗読は省略させていただきます。ご了承願います。

報告は以上でございます。

○大内議長 ありがとうございます。

次に、追加日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○大内議長 ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

次に、追加日程第3、同意第2号 東京都後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西川太一郎広域連合長。

○西川広域連合長 同意第2号につきまして、ご説明いたします。

広域連合規約第12条第4項第1号イの区の長から選任されます副広域連合長は、本年5月17日付での退職承認がございましたので、欠けている状態でございます。このため、後任につきまして、区長会副会長であります濱野健品川区長が適任と判断し、選任のご同意をお願いいたすものでございます。

何とぞご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○大内議長 同意第2号につきまして、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

同意第2号につきまして、提案のとおり選任同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○大内議長 ご異議なしと認めます。よって、同意第2号は提案のとおり選任同意することに決定いたしました。

次に、追加日程第4、同意第3号 東京都後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西川太一郎広域連合長。

○西川広域連合長 同意第3号につきまして、ご説明申し上げます。

広域連合規約第12条第4項第1号ハの町及び村の長から選任されます副広域連合長は、坂本義次前副広域連合長が本年4月30日付で檜原村長の任期を満了したため、広域連合規約第13条第2項の規定により失職し、欠けている状態でございます。このため、後任者につきましては、町村会長である坂本義次檜原村長が適任と判断し、再度選任のご同意をお願いするものでございます。

何とぞご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○大内議長 同意第3号につきまして、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

同意第3号につきまして、提案のとおり選任同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○大内議長 ご異議なしと認めます。よって、同意第3号は提案のとおり選任同意することに決定いたしました。

ここで、ただいま選任同意されました濱野健副広域連合長にごあいさつをお願いいたします。
濱野健副広域連合長の入場を求めます。

(濱野副広域連合長 入場)

○大内議長 それでは、濱野健副広域連合長、就任のごあいさつをお願いいたします。

○濱野副広域連合長 ただいま選任のご同意を賜りました品川区長の濱野でございます。

与えられました職務を誠実に務めてまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。
まことにありがとうございました。

○大内議長 ありがとうございます。よろしくお願い申し上げます。

引き続きまして、追加日程第5、同意第4号 東京都後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意についてを議題といたします。

本件は瀧澤良仁議員に関することで、地方自治法第117条本文の規定により除斥になりますので、退席をお願いいたします。

(5番瀧澤良仁議員 退場)

○大内議長 提案理由の説明を求めます。

西川太一郎広域連合長。

○西川広域連合長 同意第4号につきまして、ご説明いたします。

広域連合監査委員のうち広域連合議会議員のうちから選任されておられました溝口誠監査委員が平成23年4月30日付で大田区議会議員の任期を満了されたため、その後任者につきまして、瀧澤良仁議員が適任と判断し、同氏を広域連合議会議員のうちから選任する監査委員として選任の同意をお願いするものでございます。

以上、何とぞご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○大内議長 同意第4号につきまして、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

同意第4号につきまして、提案のとおり選任同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○大内議長 ご異議なしと認めます。よって、同意第4号は提案のとおり選任同意することに決定いたしました。

除斥の議事が終了いたしましたので、瀧澤良仁議員の再出席を求めます。

(5番瀧澤良仁議員 入場)

○大内議長 それでは、ここで瀧澤良仁新監査委員から就任のごあいさつをお願いいたします。

○瀧澤監査委員 ただいま皆さん方のご同意をいただきまして、監査委員に就任させていただきまして瀧澤でございます。

昨今の監査業務につきましては、どちらの地方自治体におきましても大変、都民の皆さん方の関心は高うございます。単なる計数処理だけではなくて、すべてについて監査に求められる部分がたくさんあるかと思っておりますので、皆さん方のお力添えをいただきながら、しっかりとその任務を全うさせていただきたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

本日はありがとうございました。

○大内議長 ありがとうございます。よろしくお願い申し上げます。

引き続きまして、追加日程第6、承認第3号 地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分した東京都後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の報告及び承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

合田進副広域連合長。

○合田副広域連合長 承認第3号につきましてご説明を申し上げます。

本件は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、一定の要件を満たす一般職の非常勤職員につきましても育児休業等を行うことができることとするため、本条例の一部を改正する必要が生じましたが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたことから、平成23年3月30日に専決処分を行いましたので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき議会にご報告し、ご承認をお願いするものでございます。

何とぞご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○大内議長 承認第3号につきまして、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

承認第3号につきまして、提案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○大内議長 賛成者全員です。よって、承認第3号は提案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、追加日程第7、承認第4号 地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分した東京都後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の報告及び承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

合田進副広域連合長。

○合田副広域連合長 承認第4号につきまして、ご説明いたします。

本件は、特別区人事委員会勧告等を踏まえ、月60時間を超える超過勤務に係る超過勤務手当につきまして、労働基準法に規定する休日労働についてもその超過勤務に含めるものとするため、本条例の一部を改正する必要が生じましたが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたことから、平成23年3月30日に専決処分を行いましたので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき議会にご報告し、ご承認をお願いするものでございます。

何とぞご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○大内議長 承認第4号につきまして、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

承認第4号につきまして、提案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○大内議長 賛成者全員でございます。よって、承認第4号は提案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、追加日程第8、承認第5号 地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分した平成22年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）の報告及び承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

合田進副広域連合長。

○合田副広域連合長 承認第5号につきまして、ご説明をいたします。

平成22年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算の補正額は1億1,884万8,000円で、歳出予算の諸支出金及びこれを賄う歳入予算の繰入金にそれぞれ同額を増額したものでございます。

本件は、平成21年度以前に受け入れた保険料負担金または保険料未収金補填分負担金につきまして、保険料の遡及変更によって区市町村が被保険者に還付を行い、または滞納繰越保険料の調定を減額した場合に、これらの金額を区市町村に返還するため補正予算を編成する必要が生じましたが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたことから、やむを得ず平成23年3月30日に専決処分を行いましたので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき議会にご報告し、ご承認をお願いするものでございます。

何とぞご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○大内議長 これより質疑を行います。

承認第5号につきまして通告がございましたので、発言を許可いたします。

27番、森戸議員。

○森戸議員 私は、この専決処分に反対するものではありません。ただ、幾つか質問項目に従って広域連合理事者の見解を伺いたいと思いますので、どうぞご答弁のほどよろしくお願いを申し上げます。

まず1点は、専決処分であります。

今回提案されている専決処分の補正予算で、先ほど説明がございました。今回、3月30日付で行われているわけですが、各区市町村の未収金をはじめとした保険料の変更がわかった時期はいつなのかということと、あわせて、専決をしなければならなかった理由について伺いたいと思います。

大きな2点目の問題として、調整基金等の財源確保の実情と今後の見通し、被保険者の負担について伺いたいと思います。

今回、本会議に提案されている補正予算の内容では、調整基金を1億1,884万円繰り入れるということになっております。私は、後期高齢者医療制度は廃止をして、老人保健制度に戻して差別の根を断ち、国庫支出金などを増額して、安心して医療にかかれるようにする改革が必要であると考えております。

今回、財源として調整基金を繰り入れていますが、来年度の保険料の改定の検討過程にある中で、財源確保は大丈夫なのか、この点で大変心配するところであります。前回の保険料改定では、調整基金の活用などが行われていると聞き及んでおりますが、負担抑制の努力が図られました。

そこで伺うわけですが、調整基金の実態はどうなっているのか伺いたいと思います。平成22年度第3回補正予算では、調整基金は23億6,600万円となっております。今回の補正による繰り入れによって調整基金の実態はどうなのか、説明を求めたいと思います。

次に、今後の国や東京都の財政支援の見通しについてです。

調整基金は安定的な財源とは言えません。後期高齢者医療制度の安定的な財政運営を行うためには、国や都の財政支援は必要不可欠と考えております。

今年6月には、全国広域連合協議会は国に対して要望書を提出されております。この中でも保険料抑制のための国の財政支出を求めています。私がここに来る前にメールも送られまして、政府は今国会での新たな制度の法案は見送るという状況になっているようでございます。今後の動向について伺います。そして、東京都の負担はどうなるのか伺っておきたいと思っております。

最後に、被保険者の来年度の保険料負担について伺います。

来年度は保険料が改定されることになっております。先ほども申し上げたように、平成22年度の保険料見直しの際には剰余金や財政安定化基金などが取り崩されておりますが、保険料負担の増加を極力抑える努力がなされてきました。私は、今日の経済情勢の中で保険料を上げるべきではないと考えておりますが、現在の検討状況はどうなっているのか伺います。

以上です。

○大内議長 それでは、答弁を求めます。

管理課長。

○古谷管理課長 保険料未収金補填分負担金等の変更がわかった時期というご質問でございますが、2月中に広域連合で各区市町村に調査を行いまして、そのご回答を集計した結果でございます。

それから、専決処分についてでございますが、専決処分は議会の議決すべき事件につきまして、特に緊急を要するため議会を招集する時間的な余裕がないことなど、あくまで例外的な対応でございます。必要最小限にとどめるべきものと理解してございます。

承認第5号につきましては、区市町村が平成21年度以前に広域連合に納付した保険料及び保険料未収金補填分負担金につきまして、所得の変更あるいは資格の異動に伴う保険料の遡及変更があった場合に、区市町村が被保険者に還付を行い、または滞納繰越保険料の減額を行った場合に、これらの金額を、広域連合から各区市町村に対しまして負担金の返還を行ったものでございます。

本来であれば、1月定例会の補正予算に上程し、ご審議いただくべきところでございますが、平成22年度中の遡及変更による還付等をより正確に把握し、区市町村に返還することによりまして、その負担をできる限り軽減するために、年度末に実施したものでございます。

次に、調整基金の実態でございますが、この特別会計調整基金は後期高齢者医療制度の円滑な運営を図るために、保険料の残額を積み立てまして基金として活用するものでございます。2年間の保険財政期間における医療給付に要する費用については、初年度よりも2年目のほうが増加する傾向がございます。これを年度間で調整することを目的として設置されたものでございます。

平成21年度末の残高、約66億円に対しまして、平成22年度は前年度の精算による剰余金として約22億円を積み立て、一方で、平成22・23年度の保険料率の軽減分といたしまして約31億円を、また、承認第5号による区市町村負担金の返還といたしまして約1億円を取り崩したことによりまして、平成22年度末の残高が約56億円となっております。さらに、平成23年度当初予算におきまして、平成22・23年度の保険料率の軽減分及び保険料減収財源補填分といたしまして約50億円の取り崩しを予定しているところでございます。

次に、国や都の財政支援の見通しでございますが、高齢化社会の進展に伴いまして、高齢者の医療費は大幅な増加が見込まれている状況でございます。そのような中で、広域連合といたしましても国や東京都に財政的支援要請を行ってまいりました。

前回の平成22・23年度における料率改定時におきましては、後期高齢者医療制度の財政の安定化を図るために東京都に設置されております財政安定化基金を活用するとともに、国、都、広域連合が基金への積み増しを行いまして2年間で約105.5億円を投入することなどによりまして、保険料の上昇抑制に務めてまいりました。

一方、低所得者の保険料軽減は、区市町村及び東京都が公費で負担する保険基盤安定制度によりまして、被保険者の所得の状況により均等割の7割、5割、2割の軽減がなされており、この7割軽減につきましては、国の補助金を上乗せして9割、8.5割の軽減策が講じられております。

また、所得割に関しましても、国の補助金により、一定程度以下の所得に関しましては5割軽減がございます。これに区市町村の負担金を上乗せし、当広域連合独自の所得割、10割、7.5割の軽減を実施してございます。

このような保険料の軽減策によりまして、東京都においては低所得者に対して手厚く軽減措置がなされている状況がございます。

国におきましては、低所得者への保険料軽減措置について今後も継続することとしてございますが、保険給付費の状況等を見据える中で、後期高齢者医療制度を円滑に運営し、被保険者の急激な負担上昇を一定程度抑制するために、前回の改定時と同様の支援要請を国や都に行ってまいりたいと考えております。

○大内議長 保険課長。

○柿内保険課長 被保険者の来年度の保険料負担についてのご質問でございます。

平成24年度、25年度の保険料の見込みにつきましては、いまだ後期高齢者負担率等不確定な要素が多い状況でございますが、当広域連合における平成22年度の決算や平成23年度の保険料の賦課状況等を踏まえまして、平成24年度、25年度保険料の現時点での検討作業を進めているところでございます。

後期高齢者医療制度の保険料につきましては、医療費等の支払いに充てるため、医療費総額の一定割合を被保険者にご負担していただいております。この医療費総額のうち一部負担金を除いた医療給付費等の財源は、国、東京都、区市町村からの公費負担が約5割、74歳以下の方からの支援金が約4割、被保険者からの保険料が約1割で賄われてございます。

医療費は年々増加傾向にあり、このため、被保険者の保険料につきましては、制度の仕組みからその増加分の一定割合を反映せざるを得ず、このことは公費負担あるいは支援金についても同様でございます。

○大内議長 それでは、再質疑です。

森戸議員。

○森戸議員 答弁をいただいたところでありますが、1点目の専決処分については、状況はわかりました。できる限り専決にならないような方策をお考えいただきたいということは要望させていただきます。

次に、今後の見込みであります。

先ほどの説明の中で、調整基金は平成22年度末で56億円で、この23年度で50億円取り崩し6億円が残るという状況では、来年度……、今年度の財政状況でどのぐらい剰余金が出るのかということもあ

りますけれども、来年度、先ほども説明ありましたが、かなり保険料に影響してくるのではないかと
思うわけです。

そこで、2番目の質問にもかかわるわけですが、国、東京都の支援を増やさなければ、区市
町村また被保険者の負担はますます増えていくことになるのではないかと思います。この間、この広
域連合議会でも議論になっておりましたが、国の負担割合の12分の4の中で、調整交付金を別扱いに
するべきだという議論があったと思います。その点で、やはり12分の4はしっかり負担金として払っ
ていただき、調整交付金は別扱いにするなど、国に求めていくことが必要ではないか。

これは全国広域連合協議会の要望書の中でも、同趣旨の要望書が提出されております。私は、その
点では非常に一致をして、この問題、国に求めていけるのかなと思っておりまして、国に対して6月、
要望書を渡されているわけですが、どのような状況になっているのか伺います。

また、東京都に対して、十分な財政支援を行ってもらっているということではありますが、しかし、
まだまだ私は不十分だと考えております。その点で、時間がないので、見解を伺っておきたい
と思います。

最後に、保険料の問題です。

高齢者に負担をしていただかなければならないということではありますが、過日、私のところには次
のような相談がございました。77歳のAさんであります。76歳の奥さんは認知症になられ、ようや
く特養ホームに入られました。息子さん、お2人いらっしゃいますが、1人は重度の自閉症で東北の
施設に入っておられます。もう一人の息子さんは定職が見つかっておりません。Aさん自身もC型肝炎
とがんを患っているという状態です。Aさんの年金収入は160万円弱、奥さんが約60万円。
奥さんの特養ホームの利用料は、年金分すべて消えてしまいます。介護保険料、後期高齢者保険料、
その他必要な経費はAさんの収入から負担されております。ご夫婦の後期高齢者医療保険料はAさん
が13万円、奥さんは3万7,800円で合わせて16万7,800円ですが、その上、介護保険料、お2人合わせ
て7万3,000円、合計で24万円を160万円の年金収入のAさんが払っておられます。

この実態を見ると、本当に値上げをできるのかと考えます。理事者の見解を伺っておきたいと思
います。

○大内議長 管理課長。

○古谷管理課長 調整交付金につきましては、国といたしましては、現行の形を継続していくという
回答がございました。

当広域連合といたしましては、これからも引き続き調整交付金の関係につきまして粘り強く国にお
願いしてまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

それから、要望につきまして、不十分であるというようなご質問でございましたが、調整基金につ
きましては、財政安定化基金を活用する前提といたしまして保険給付費等に充てる必要がございます。

このことを前提として財政安定化基金を活用することになりますので、調整基金につきましては、今後平成23年度末に残高が生じることは現在見込めない状況がございます。このような財政的に大変厳しい状況を考慮し、今後国等に対する要望につきましても、更に粘り強く行ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○大内議長 保険課長。

○柿内保険課長 先ほどの高齢者の保険料負担関係でございますが、保険料につきましてなかなかお支払いできないということございましたら、区市町村の窓口で分割納付のご相談もできますので、まずは区市町村の窓口でご相談いただければと思っております。

○大内議長 森戸議員。

○森戸議員 国や東京都への要望は、国に対しては大変、私は遺憾な思いをしております。後期高齢者医療制度は廃止をするというのが現政権の公約でありました。それが次々に延長されるということは、この広域連合の財政運営にも大きな支障を与えるものだと思っておりますので、ぜひ粘り強く要望をしていただきたいと思います。

また、東京都にもぜひお願いしたいと思います。

そして、高齢者の負担の問題であります。

分納ができるからいいという問題ではないと思います。今、各区市町村でそうだと思いますが、介護保険も保険料改定の検討がされており、これも引き上げられるような状況が生まれております。また、先ほど冒頭に広域連合長のごあいさつでありました、税と社会保障の改革で消費税の増税も予定するような状況もあります。私は反対をしておりますが、それだけではなく臨時増税なども報道されております。

高齢者の財布は1つしかないわけで、この保険料改定の中で、私は、ぜひ各区市町村と一緒に頑張って高齢者の生活実態の調査を行うべきではないかと考えておりますが、理事者の見解を伺います。そして、保険料は値上げすべきではないと考えておりますが、あわせて理事者の見解を伺います。

○大内議長 保険部長。

○青柳保険部長 高齢者の生活実態の調査についてご質問がございました。

当広域連合の中に、医療懇談会というものがございます。この懇談会につきましては、被保険者を代表する方をはじめ医療関係者、学識経験者、各保険者を代表する方など、高齢者医療に深くかわりのある方16名で構成をされております。委員の皆様からは、それぞれの現場の声を反映した幅広いご意見を今までもいただいております、委員の皆様からのご意見は高齢者の生活実態が代弁されたものであると認識しております。

○大内議長 続きまして、通告がございましたので発言を許可いたします。

26番、細野議員。

○細野議員 それでは、通告に基づきまして、承認第5号について質疑を行わせていただきます。

今回、2010年度特別会計補正予算のうち、歳出の第8款諸支出金のうち第1項償還金及び還付加算金、第2目区市町村負担金返還金について伺いたいと思います。

まず、今回この返還金が生じた理由と内容についてお伺いしたいと思います。今、説明をいただいたわけですが、この中に、区市町村が未収金として予測される、そういった予測金なども含まれているのかと思いますが、その辺の仕組みについてお聞かせいただきたいと思います。

それから第2点目に、保険料未収金を回収するためにペナルティとして短期証や資格証の制度が設けられていると思います。この点についてお聞きしたいと思います。先日資料をいただきましたけれども、改めて、都内の資格証、それから短期証の発行状況についてご説明をいただきたいと思います。

また、短期証を窓口で留め置き、本人に手渡さず、医療が受けられないなどという問題も生まれていると伺いますが、こうした短期証についての考え方について、理事者のご見解を伺いたいと思います。

それから3点目として、保険料の問題ですが、未収金を減らすためにも高齢者の生活実態に合った保険料設定が求められていると考えますが、今後のこうした実態に合わせた保険料軽減策について、今、森戸議員の質疑にお答えがありましたけれども、今後、この保険料を引き上げないような形で検討されているのか、その点をお聞かせください。

○大内議長 それでは、答弁を求めます。

管理課長。

○古谷管理課長 今回、区市町村につきましては、被保険者から徴収いたしました保険料を保険料負担金といたしまして、また、未収金の保険料につきましては保険料未収金補填分負担金といたしまして、広域連合に納付することとなっております。被保険者におきまして、保険料賦課のもととなります所得金額に変更が生じ、または資格の異動などにより、保険料がさかのぼって減額となる場合がございます。区市町村は被保険者に対しまして納め過ぎた保険料を還付し、あるいは未納分として徴収すべき保険料を減額することになりますが、これらの額が負担金として既に広域連合に納付されている場合は、これと同額を区市町村に返還する必要があります。

平成22年度におきましては、保険料負担金の返還が54区市町村でおよそ1億89万円、保険料未収金補填分負担金の返還が47区市町村でおよそ1,795万円となりまして、合わせて1億1,884万円余りの返還を行ったもので、その財源としまして調整基金からの繰入金により賄ったものでございます。

この保険料未収金に係る部分でございますが、算出基礎となります保険料の予定収納率を当初予算におきまして一律98%と見込みまして、残り2%相当分につきましては未収金補填分として計上いたし

まして、先ほども申し上げましたが、2月に区市町村に対しまして決算見込みの調査を行い、区市町村ごとの未収金補填分負担金を算出し、それで翌年度に納付するという形になってございます。

以上でございます。

○大内議長 保険課長。

○柿内保険課長 それでは、まず1点目、被保険者資格証明書、短期被保険者証の件でございます。

平成23年3月末の発行状況でございますが、短期被保険者証につきましては666件、また、被保険者資格証明書については交付はございません。

被保険者資格証明書につきましては、保険料を適切に納付していただいている被保険者との公平性を図る観点から、十分な負担能力があると認められるにもかかわらず保険料を滞納している方に対しまして交付するものでございます。この被保険者資格証明書に関しましては、厚生労働省から原則的には交付しないという通知も出ております。また、交付するに当たりましては、区市町村の審査会、さらに広域連合の審査会で十分に状況を把握した中で交付することの適否を判断してまいりますので、事務的な判断をしないような適切な対応に努めてまいります。

さらに、短期被保険者証につきましては、一定期間保険料を滞納し、納付相談や事情調査に応じていただけない被保険者に対しまして、面談の機会を持つ一つの方策といたしまして6か月の短期被保険者証を窓口交付するものでございます。また、被保険者が窓口で短期被保険者証を受け取りできないような場合には、原則として約2か月後に郵便でお送りしております。今後も被保険者の状況につきまして直接お話をお伺いする一つの場を設ける意味でも、短期被保険者証の活用を図っていきたくと考えてございます。

次に、保険料の軽減対策についてのお尋ねでございます。

当広域連合独自の保険料抑制策といたしまして、前回の算定時には審査支払手数料など4項目に関しまして、区市町村が一般財源で約201億円を補填する特別対策を講じてございます。また、低所得者に対する保険料軽減対策といたしまして、均等割に関しましては9割、8.5割、5割、2割の軽減措置を実施しております。さらに、所得割に関しまして、旧ただし書き所得に応じまして国が50%軽減を実施するとともに、当広域連合は独自の保険料軽減策として、全額軽減及び75%軽減を実施しております。

これらの策を講じたことによりまして、被保険者の収入状況等に応じましてきめ細やかな保険料を設定しており、他の医療保険以上の低所得者に対する配慮が十分に行われていると考えてございます。

また、平成23年6月の全国後期高齢者医療広域連合協議会からの国への要望に対しまして、国は、現行の保険料軽減措置につきましては高齢者の方々に混乱や不安を生じさせないよう、後期高齢者医療制度廃止までの間、継続することとし、その財源については各年度の国の予算において適切に対応すると回答しており、現行の国の保険料軽減措置は継続するものと考えてございます。

○大内議長 それでは、再質疑です。

細野議員。

○細野議員 それでは、再質疑を行わせていただきます。

今、それぞれご答弁いただきましたけれども、まず第1点目の区市町村負担金返還金についてですが、これは翌年度ということですので、平成23年度、今年度返還されるということだと思いますけれども、大体いつごろ区市町村には返還されるのでしょうか。

また、未収金の状況についてですけれども、これは平成22年度ということですが、前年度、前々年度と比較しまして、どのように変わっているのでしょうか。どのようになっているのでしょうか。その辺の未収金の状況について、前年度、前々年度との比較について、もし統計などありましたらお答えいただきたいと思います。

それから、第2点目の短期証、資格証についてですが、資格証については、今、発行しないという方向で厚生労働省からも指導がされているということでしたけれども、短期証についてはかなりの自治体が発行していると思います。この発行している自治体についての数ですね、それぞれ個々の自治体の名前は結構ですので、区市町村、幾つの自治体で発行されているのかお答えいただきたいと思います。

それから、短期証は6か月の大変短い保険証なわけですけれども、この保険証を渡さない、そして、支払い能力があれば年金や財産の差し押さえを行うなど機械的な対応が、もちろんなされてはいないと思いますけれども、こうした形で収納を進めていく、ペナルティとしてこうした資格証、短期証が導入されるというのは、高齢者の方々の医療を奪うことにつながっていくと思いますが、それぞれの自治体によって対応をされているわけですけれども、広域連合の考え方としてどのような方針をどのような形で、今、お話をいただいたような方針についてはどのような形で伝えられているのでしょうか。

それから、高齢者の方の短期証が発行されているわけですけれども、こうした短期証が発行されない場合でも、差し押さえというようなペナルティもあると思いますが、そういった実態についてはどのように把握されているのかお聞かせいただきたいと思います。

それから3点目に、保険料の問題ですけれども、今、ご説明をいただきましたもろもろの努力をしながら、次期の保険料の見通しについてはどのようなことで、今、検討されているのでしょうか。現状のまま据え置くことができるのかどうか、その辺について見通しをもう一度伺いたいと思います。

それから、保険料の値上げについては、やはり上げれば払えない人たちが増えてしまう、そういった状況も各自治体の中で生まれていると思います。さまざまな相談も受けておりますけれども、特に今回、低所得者の方々も、これまで老人保健制度のもとでは扶養者として保険料を払わなくて済んだ方々が負担を求められるようになって、困難になった、こういう方々の大変さもありますけれども、

一方で、年金が一定額、年額220万円程度あるけれども、夫婦2人世帯で本当に、奥様が年金が国民年金の基礎年金という、そういう世帯では一たんだれかが医療が必要になったりすると本当に大変だという、そういった相談もあります。こういった世帯の保険料軽減策についても検討していらっしゃると思いますが、その辺の見通しはいかがでしょうか。

○大内議長 管理課長。

○古谷管理課長 まず、保険料未収金補填分の負担金の精算時期でございますが、今年度につきましては11月の定例会での審議を経て、決算認定後の1月に精算を行ってまいりたいと考えてございます。

それから、遡及変更によります保険料未収金補填分の返還につきましては、年度末に補正をさせていただいたんですが、前年度、平成21年度の返還額は9,700万円余りです。それが今年1億1,800万円ということで推移をしております。

また、保険料収納率ということでいきますと、平成20年度が97.84%、21年度が98.55%、22年度が98.66%というような状況で推移している状況がございます。

以上でございます。

○大内議長 保険課長。

○柿内保険課長 短期被保険者証の発行をしている自治体の数でございますが、62区市町村のうち27区市町村で発行しております。

次でございますが、短期被保険者証、被保険者資格証明書等につきましては、広域連合で要綱、指針等を設けまして、それで通知をしているものでございます。短期被保険者証につきましては、おおむね4か月以上保険料を滞納した者について発行するというところでございます。また、被保険者資格証明書につきましては、1年以上滞納している場合に対象とするものでございます。

また、差し押さえの実態については、特に把握してございません。

また、次期の保険料の見込みでございますが、現在検討している状況でございます。

また、低所得者に対する軽減等につきましては、先ほど保険料軽減策としてご説明しましたことの繰り返しになりますけれども、均等割に関しましては9割、8.5割、5割、2割の軽減措置がございます。また、所得割に関しましては旧ただし書き所得に応じまして国が50%軽減を実施いたしますとともに、当方独自の保険料軽減策として、全額軽減及び7.5割軽減というものを実施しているものでございます。

以上でございます。

○大内議長 3回目の質疑です。

細野議員。

○細野議員 最後の質疑をさせていただきます。

なかなか見通しという点では戻ってこないのかなと思いますが、保険料については最大限の努力を

しながら引き上げない努力をするという、そういった方向で考えていらっしゃるのか、その点を確認をさせていただきたいと思います。

それから、第1点目の返還金についてですけれども、この未収金の予測割合について、どの程度支払うのかは各自治体が決められるのか。未収金の予測をして、それを上乘せして支払う割合については区市町村がそれぞれ検討して決められるのか、それとも広域連合のほうで一定割合を定めていらっしゃるのか、その点、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

それから、資格証、短期証についてですけれども、やはり短期証の発行というのはかなり、実際に発行された方にとっては、もう医療から切り捨てられているというふうに受けとめられて、本当に生きている希望も失われてしまうような、そういう状況ではないかなと思います。

そもそも保険料を支払う、この収納率を見ましても大変高率の、他の国保や住民税などの収納率に比較しましても大変高率だという点を見ても、やはり高齢者の皆さんにとっては、どんなに生活が大変でもこれを支払わなければということで、必死の思いで支払っている命綱という制度になっていると思います。でも、結局そういう中で支払えない方が生まれている。この方々は、医療を受けることも諦めているということと同じだと思います。それと同時に、やはり切り捨てているということが言えるのではないのでしょうか。

一人一人のそういった短期証になっている方々、今、ご説明では納付相談にいらっしゃる機会を増やすということで、短期証だということでしたけれども、やはり直接そちらに、本当にどういう状況になっているかという実態を、まず直接の自治体がつかんでいくことが必要だと思いますけれども、そういった状況を広域連合としても集約し、つかんで、それを今後の政策に生かしていくということが必要だと思いますが、こうした実態把握については、広域連合としてはどのようになされていていらっしゃるのでしょうか。

また、先ほど、払えない方へのペナルティについてですけれども、差し押さえについても実態把握をしていないということでしたが、ぜひこの点についてもきちんとつかんでいただきたいと思いますし、ご存じのように、年金1万5,000円以下という大変所得の低い人たち、あるいは無年金の方々、そういった方々がこの対象になりますので、そういった方々がどういった状況になっているのか、差し押さえという、そういう状況になるとすると本当にそういう方々の生活をも脅かすことになると思いますし、そういった実態をぜひつかんでいただきたいと思いますが、その点について、もしつかんでいないようでしたらぜひつかんでいただきたいのとあわせて、短期証という状況になっている方々の実態もぜひつかんでいただきたいと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○大内議長 管理課長。

○古谷管理課長 まず、保険料未収金につきましてのご質問でございますが、この保険料未収金の収納率につきましては、先ほども申し上げましたが、当初予算におきまして98%ということで見込んで

ございます。そして、この2%部分につきまして未収金補填分負担金として各区市町村にお示ししてございますが、2月の段階で調査を実施いたしまして、その年度の見込みというものを各区市町村に出していただきます。その見込みに基づきまして計算をいたしまして、翌年度に精算をするというように実施させていただいてございます。

○大内議長 保険部長。

○青柳保険部長 短期被保険者証につきましては、担当課長からも申し上げましたけれども、保険料を一定期間滞納している方で督促、催告に応じようとしない方などに対して、面談の機会を増やして保険料の納付につなげることを目的として交付をしているものでございます。ですから、こちらから働きかけてもなかなか返事が返ってこない、こういう状況でございますので、なかなかその方の実態というのは把握ができないという状況でございます。

短期被保険者証の機能でございますけれども、一般の被保険者証よりも有効期間が6か月と短いだけで、本来の被保険者証と何ら機能は変わりございませんので、お手元に短期被保険者証が届けばお使いいただける、こういうことでございます。

それから、保険料値上げの抑制をということでございますけれども、現在、まだ国のほうから保険料の算定基礎数値等が示されてございません。現段階での作業は進めておりますが、今後どういう形で数値が示されるか注視していきたいと思っております。

ただ、前回も、保険料の値上げ抑制につきましては私どもも国等へ要請してきたところでございますので、これらのことにつきましては、今回も同様な対応を図っていきたいと考えております。

○大内議長 他にご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○大内議長 ないものと認め、質疑を終結いたします。

ただいまのところ討論の通告はございませんので、討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

承認第5号につきまして、提案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○大内議長 賛成者全員です。よって、承認第5号は提案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、追加日程第9、選挙第3号 東京都後期高齢者医療広域連合選挙管理委員の選挙を議題いたします。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選で行いたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○大内議長 ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法につきましては指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○大内議長 ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

東京都後期高齢者医療広域連合選挙管理委員に、石山和幸君、小林義明君、盛永勝也君、田中武男君の4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました4名を当選人と決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○大内議長 ご異議なしと認めます。よって、石山和幸君、小林義明君、盛永勝也君、田中武男君の4名を東京都後期高齢者医療広域連合選挙管理委員の当選人と決定いたします。

次に、追加日程第10、選挙第4号 東京都後期高齢者医療広域連合選挙管理委員補充員の選挙を議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選で行いたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○大内議長 ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法につきましては指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○大内議長 ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

東京都後期高齢者医療広域連合選挙管理委員補充員に、第1順位として原島正義君、第2順位として塩谷公夫君、第3順位として佐々木 隆君、第4順位として倉持和朗君の4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました4名を当選人と決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○大内議長 ご異議なしと認めます。よって、第1順位として原島正義君、第2順位として塩谷公夫君、第3順位として佐々木 隆君、第4順位として倉持和朗君の4名を東京都後期高齢者医療広域連合選挙管理委員補充員の当選人と決定いたしました。

お諮りいたします。

本会議において議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を必要とするものについては、広域連合議会会議規則第42条の規定に基づき、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○大内議長 異議なしと認めます。よって、本臨時会において議決されました案件の整理につきましては、議長に委任することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして平成23年第1回東京都後期高齢者医療広域連合議会臨時会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午後 3時13分 閉会

臨時議長 瀧澤 良仁

議長 大内 しんご

署名議員 宮坂 俊文

署名議員 井上 睦子

平成23年第1回東京都後期高齢者医療広域連合議会臨時会における議決結果等一覧

1 広域連合長提出議案

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
同意第 2号	東京都後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意について	7月29日	同意
同意第 3号	東京都後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意について	7月29日	同意
同意第 4号	東京都後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意について	7月29日	同意

2 専決処分の報告及び承認に係る案件

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
承認第 3号	地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分した東京都後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の報告及び承認について	7月29日	承認
承認第 4号	地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分した東京都後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の報告及び承認について	7月29日	承認
承認第 5号	地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分した平成22年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)の報告及び承認について	7月29日	承認

3 東京都後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び選挙管理委員補充員の選挙

(1) 東京都後期高齢者医療広域連合選挙管理委員

氏 名	現 職	選挙結果
石山 和幸 (イシヤマ カズユキ)	台東区選挙管理委員会委員長	当 選
小林 義明 (コバヤシ ヨシアキ)	杉並区選挙管理委員会委員長	当 選
盛永 勝也 (モリナガ カツヤ)	町田市選挙管理委員会委員長	当 選
田中 武男 (タナカ タケオ)	武蔵野市選挙管理委員会委員長	当 選

(2) 東京都後期高齢者医療広域連合選挙管理委員補充員

氏 名	現 職	選挙結果	順 位
原島 正義 (ハラシマ マサヨシ)	羽村市選挙管理委員会委員長	当 選	第1順位
塩谷 公夫 (シオヤ キミオ)	小平市選挙管理委員会委員長	当 選	第2順位
佐々木 隆 (ササキ タカシ)	江戸川区選挙管理委員会委員	当 選	第3順位
倉持 和朗 (クラモチ カズロウ)	板橋区選挙管理委員会委員長	当 選	第4順位

東京都後期高齢者医療広域連合議会
議 席 表

議席番号	所属議会	氏 名	議席番号	所属議会	氏 名
1	千代田区議会	はやお 恭 一	17	江戸川区議会	島 村 和 成
2	港区議会	池 田 こうじ	18	八王子市議会	井 上 睦 子
3	新宿区議会	宮 坂 俊 文	19	立川市議会	太 田 光 久
4	文京区議会	宮 崎 文 雄	20	武蔵野市議会	きくち 太 郎
5	墨田区議会	瀧 澤 良 仁	21	三鷹市議会	緒 方 一 郎
6	品川区議会	松 澤 利 行	22	青梅市議会	山 本 佳 昭
7	目黒区議会	二ノ宮 啓 吉	23	府中市議会	小野寺 淳
8	世田谷区議会	高 橋 昭 彦	24	昭島市議会	青 山 秀 雄
9	中野区議会	大 内 しんご	25	調布市議会	鮎 川 有 祐
10	杉並区議会	富 本 卓	26	町田市議会	細 野 龍 子
11	豊島区議会	堀 宏 道	27	小金井市議会	森 戸 よう子
12	北区議会	小 池 たくみ	28	あきる野市議会	松 原 敏 雄
13	荒川区議会	服 部 敏 夫	29	西東京市議会	森 田 いさお
14	練馬区議会	小 川 けいこ	30	奥多摩町議会	鈴 木 賢 一
15	足立区議会	吉 岡 茂	31	八丈町議会	小 澤 一 美
16	葛飾区議会	舟 坂 ちかお			

(敬称略)